

平成 31 年 2 月 12 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成 31 年 2 月 12 日（火）、午前 9 時 30 分 久留米市農業委員会総会を久留米商工会館 5 階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案とおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	飯田 三津雄	委員
2 番	池田 清茂	委員
3 番	池田 龍子	委員
4 番	石井 孝雄	委員
5 番	稲富 克紀	委員
6 番	上村 孝二	委員
7 番	内田 洋一	委員
8 番	緒方 義範	委員
10 番	古賀 誠一	委員
11 番	古賀 喜治	委員
12 番	坂井 康孝	委員
13 番	平 壯一	委員
14 番	田中 文	委員
15 番	田中 弥生	委員
16 番	手島 富士雄	委員
17 番	富松 隆晴	委員
19 番	日比生 和雄	委員
20 番	深川 嘉穂	委員
21 番	松延 洋一	委員
22 番	馬渡 恵美子	委員
23 番	森崎 康洋	委員
24 番	諸藤 澄夫	委員

欠席委員は次のとおりである。

笠 幸夫 委員

事務局の出席者は 10 名である。

事務局 おはようございます。本日現員数 23 名中、22 名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会は成立していることを報告いたします。

なお、本日も会長が欠席でございますので、久留米市農業委員会会議規則第 12 条の規定によりまして、第 1 職務代理者であります、日比生副会長に議長をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、本日は傍聴者が 1 名いらっしゃいます。久留米市農業委員会傍聴要領第 1 条第 2 項の規定によりまして、傍聴にあたっては、会長の許可が必要となっておりますが、本日は、会長が欠席でございますので、第 1 職務代理者であります日比生副会長に許可を求めたいと思っております。

副会長いかがでしょうか。

副会長 事務局からですね、傍聴の希望の報告がっておりますけれども、皆様よろしいでしょうか。

「異議無しの声」

副会長 はい、それでは、傍聴を許可いたしたいと思っております。

事務局 はい、それでは、傍聴希望者に入室いただきます。

(傍聴者入室)

議長 それでは、皆様改めまして、おはようございます。

まだ、ご存知のように会長のほうがリハビリに励んでいらっしゃる様でございますので、今月も私が議長を務めさせていただきます。ひとつ最後までよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより 2 月の農業委員会総会を開催いたします。

「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案の 1 ページをお願いいたします。

「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、賃借権設定、使用賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転 東部地域、1 番から 3 ページ 13 番までの 13 件です。

3 ページをお願いいたします。

西部地域、14番から4ページ21番までの8件です。

4ページをお願いいたします。

賃借権設定 西部地域、22番から5ページ24番までの3件です。

5ページをお願いいたします。

使用賃借権設定 西部地域、25番1件です。

なお、1ページ、審議番号4番の案件につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号によって、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地所有適格法人でなくとも、不許可の例外として農地を取得できるとされており、この案件では、*****が保育所の園児農園用地として取得するものです。

続きまして、4ページ審議番号22番、5ページ23番の案件につきましては、解除条件付賃貸借契約を行うものとなっております。

また、審議番号24番と25番については、農家創設による関連案件となっております。

以上、1番から25番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上、説明を終わります。

議長

はい、事務局からの説明が終わりました。

本件の審議番号24番と25番は新規就農者の取得案件となりますので、聞き取り調査が行われております。

それでは、調査の結果につきまして、担当委員より報告をお願いいたします。

担当委員

はい、西部地域の審議番号24番・25番の新規就農の件につきまして、1月28日に農業委員、推進委員及び農業委員会城島事務所の職員において、ヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

申請人 *****は久留米市城島町在住であり、今回自宅から100mほど離れた農地を同世帯の父から使用貸借して、また、自宅から1kmほど離れた農地を賃貸借して農業を始められる予定です。

なお、申請地は現在、農地の状態であることを確認いたしております。

営農計画は、青ネギをハウス栽培される予定で、JA福岡大城へ出荷される予定でございます。

農業経験については、先進農家において約1年半の研修により技術の取得をされており、就農後は研修農家からアドバイスなどをもらい、さらに技術を磨きながら、

栽培を行うとのことです。

農機具については、トラクター・土嚢消毒機・播種機・ブレードソーワ・自走式動噴・軽トラックなど購入される予定です。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も十分に見られ、また、2月4日開催の西部審査会においてもヒアリングの結果について報告し、問題が無いものと判断されております。

以上、審議番号24番・25番について、報告を終わります。

議長 はい、報告が終わりましたので、いまから質疑に入りたいと思います。
質疑のある方はお願いいたします。
質疑ございませんでしょうか。

委員 この*****さんは、お歳は幾つくらいの方ですか。

事務局 40歳です。

議長 よろしいでしょうか。他に質疑ございませんでしょうか。はい、お願いします。

委員 西部地域の22番と23番についてお尋ねいたします。
こちらは、解除条件付賃貸借契約となっておりますが、どのような条件が契約書に入っているのでしょうか。それから、何を耕作されるのでしょうか。

事務局 まず解除条件の内容ですが、農地を適正に利用していないと認められた場合については、賃貸借契約を解除するものとする、という条項となっております。
また、耕作内容につきましては、営農型太陽光発電設備の下において、飼料用レンゲを栽培する計画となっております。
以上で説明を終わります。

議長 はい、説明が終わりました。
他に質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

「無しの声」

議長 それでは、質疑が出尽くしたようでございますので、これにて質疑を終了いたしまして、採決に入ります。

「第1号議案」につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 はい、ありがとうございます。
全員の挙手により「第1号議案」は可決されました。
つづきまして「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案の6ページをお願いいたします。
「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。
東部地域 1番1件です。
西部地域 2番・3番の2件です。
1番 申請地 田主丸町益生田 田 1,987 m²
申請理由 申請地に集合住宅(2棟14戸)を建築するものです。
2番 申請地 宮ノ陣町八丁島、北野町十郎丸 畑 3筆計 828 m²
申請理由 申請地を貸露天資材置場として利用するものです。
3番 申請地 三潞町西牟田 畑 170 m²
申請理由 申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。
以上、説明を終わります。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。
それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします

審査会 はい、それでは、東部審査会より報告致します。
審議番号1番について説明します。地図ナンバーは1番です。
転用目的は、集合住宅(2棟14戸)を建築するものです。
申請地は、そよ風ホールから南へ約60m、田主丸駅から西へ約600mのところの位置しています。
農地区分については、JR田主丸駅からおおむね1km以内(宅地化率41%)の農地でありますので、第2種農地と判断しております。
雨水排水につきましては、集水桝を通じて南側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側市道に埋設されている下水道に接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロック擁壁を新設することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

審査会

つづきまして、西部審査会より審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーも2番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

申請地は、西鉄古賀茶屋駅から西へ約100m、宮ノ陣クリーンセンターから南へ約800mのところに位置します。

農地区分については、西鉄古賀茶屋駅よりおおむね300m以内の区域内にある農地ですので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内にある素掘り側溝を設けて地下浸透。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、緩衝地を設けて、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーも3番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、既に住宅の敷地として利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、JR西牟田駅から北西へ約200m、十連病院から南東へ約1.1kmのところに位置します。

農地区分については、JR西牟田駅からおおむね300m以内の区域内にある農地ですので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して南側の道路側溝へ排水、汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して南側の道路側溝へ排水いたします。

被害防除につきましては、既存のブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

はい、報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入りたいと思います。

質疑のある方はお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決に入ります。

「第2号議案」についての賛成の方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第2号議案」は可決をされました。

つづきまして、「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」でございますが、審議番号2番は、次の「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、審議番号1番と審議番号2番に分けて審議し、審議番号2番は第4号議案と一括して議題といたします。

それでは、「第3号議案 審議番号1番について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案の7ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番1件です。

1番 申請地 藤光町 田 2筆計 79㎡

申請理由 転用期間を変更するものです。

変更内容 「平成30年11月12日から平成31年2月27日まで」を「平成30年11月12日から平成31年4月15日まで」に期間を延長するものです。

こちらにつきましては、平成30年11月12日付で5条許可が出されたものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

「無しの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決に入

ります。

「第3号議案 審議番号1番」についての賛成の方は挙手を願います。

「全員挙手」

議長 はい、ありがとうございます。全員の挙手により「第3号議案 審議番号1番」は可決をされました。

つづきまして、「第3号議案 審議番号2番」、「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、「第4号議案 審議番号9番」は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当します。よって、「第4号議案 審議番号9番」とそれ以外に分けて審議をいたします。

議席番号*** **** 委員の退席を求めます。

それでは審議番号9番について事務局からの説明を求めます。

事務局 議案の8ページをお願いいたします。

「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書提出されたので付議いたします。

9ページをお願いいたします。

西部地域、9番の1件です。

9番 申請地 三瀨町高三瀨 田 3筆計 964㎡

申請理由 申請地を取得し、建売住宅（4戸）を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

以上、説明を終わります。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。それでは、西部審査会より報告をお願いいたします

審査会 はい、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。

転用目的は、建売住宅（4戸）を建築するものです。

申請地は三瀨小学校から東へ約200m、三瀨総合支所から北へ約800mのところのところに位置しています。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきまして、溜め桝を経由して北側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の水路へ放流いたします。被害防除につきましては、既存のL型擁壁とコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。以上、農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。質疑のある方はお願いたします。質疑ございませんでしょうか。

「無しの声」

議 長 質疑がないようでございますので、質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。「第4号議案 審議番号9番」についての賛成の方は挙手をお願いたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。全員の挙手により「第4号議案 審議番号9番」は可決をされました。審議番号9番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号*** **
*** 委員の出席を求めます。
***** 委員に報告いたします。「審議番号9番」は、可決されました。それでは、つづきまして、「第3号議案 審議番号2番」、「第4号議案のうち審議番号9番を除く議案について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案の7ページをお願いたします。
「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。
西部地域 2番の1件です。
2番 申請地 三潯町西牟田 畑 427 m²
申請理由 事業主及び転用目的を変更するものです。
変更内容 事業主を「*****、*****、*****、*****」から「*****」に変更し、転用目的を「自己用住宅」から「建売住宅(1戸)」に変更するものです。

こちらにつきましては、昭和49年12月2日付けで、5条許可が出されたものです。
また、「第4号議案13番」と関連案件となっております。

つづきまして、議案の8ページをお願いいたします。

「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から9ページ7番までの7件です。

9ページをお願いいたします。

西部地域 8番、10ページ10番から11ページ16番までの8件です。

1番 申請地 山本町豊田 田 2筆計 385 m²

申請理由 申請地を取得し、貸露天資材置場として利用するものです。

2番 申請地 山本町豊田 田 1,087 m²

申請理由 申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番 申請地 田主丸町田主丸 田 720 m²

申請理由 申請地を取得し、集合住宅(1棟8戸)を建築するものです。

4番 申請地 北野町大城 畑 536 m²

申請理由 申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番 申請地 北野町十郎丸 田 258 m²

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

9ページをお願いいたします。

6番 申請地 北野町中川 畑 234 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として不許可の例外規定を適用しております。

7番 申請地 北野町中川 田 448 m²

申請理由 申請地を借り受けて、農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

8番 申請地 三潞町壱町原 田 673 m²の内 339 m²

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いいたします。

10 番 申請地 三瀨町玉満 田 3 筆、畑 1 筆 計 1,598 m²

申請理由 申請地を取得し、建売住宅（10 戸）を建築するものです。

11 番 申請地 三瀨町玉満 田 4 筆計 2,948 m²

申請理由 申請地を借り受けて、グループホームを建築するものです。

12 番 申請地 三瀨町玉満 田 231 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

13 番 申請地 三瀨町西牟田 畑 427 m²

申請理由 申請地を取得し、建売住宅（1 戸）を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用するものです。

なお、こちらの案件は、「第 3 号議案 2 番」と関連する、案件となっております。11 ページをお願いします。

14 番 申請地 三瀨町早津崎 田 1,001 m²

申請理由 申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

15 番 申請地 三瀨町西牟田 田 3 筆計 4,687 m²

申請理由 申請地を取得し、特別養護老人ホームを建築するものです。

16 番 申請地 三瀨町西牟田 田 1,687 m²

申請理由 申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

なお、8 ページ審議番号 2 番、11 ページ審議番号 15 番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

審査会 はい、審議番号 1 番について説明いたします。地図ナンバーは 6 番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

申請地は、山本小学校から北西へ約 1.2km、筑水高等学校から東へ約 1.2km のところに位置しています。

農地区分については、農地の広がり方が 10 ヘクタール未満であり、第 1 種、第 3 種の要件に該当しない農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、北側の県道側溝へ自然流下されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、土羽で法面施工をすることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。
転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、山本小学校から北西へ約950m、筑水高等学校から東へ約1.4kmのところに位置しています。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲に1m程度の緩衝地を設けることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。
転用目的は、集合住宅（1棟8戸）を建築するものです。

申請地は、田主丸総合支所から南へ約800m、田主丸駅から南東へ約400mのところに位置しています。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜め枡を経由して東側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の開発道路に埋設管を経由して、公共下水道に接続されます。

被害防除につきましては、東側についてはコンクリートブロック併用L型擁壁を、北側・南側については、コンクリートブロック擁壁を新設することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。
転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、善導寺保育園から北東へ約700m、大城小学校から南へ約1.2kmのところに位置しています。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により、西側に新設するU字溝を経由して北側市道の側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、西側はコンクリートブロック土留めを新設し、南側・東側は法面施工をすることにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。
転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、古賀茶屋駅から南東へ約 450m、北野総合支所から西へ約 1.4km のところに位置しています。

農地区分については、古賀茶屋駅からおおむね 500m 以内の農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、集水桝を通じて北側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側県道の公共下水道に接続されます。

被害防除につきましては、南側・北側についてはコンクリートブロック積を新設し、東側・西側は既設のコンクリートブロック積を利用することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 6 番について説明いたします。地図ナンバーは 11 番です。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張を行うものです。申請地は、すでに合併浄化槽が設置されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、金島小学校から北へ約 750m、神代病院から北へ約 30m のところに位置しています。

農地区分については、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域にある農地でありますので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が、特別の立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、北側へ自然流下もしくは自然浸透となります。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側市道の側溝に放流されます。

被害防除につきましては、西側にはコンクリートブロック積を新設し、南側は既設のコンクリートブロックを利用することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 7 番について説明いたします。地図ナンバーは 12 番です。転用目的は、農業用倉庫を建築するものです。申請地は既に農業用倉庫が建築されておりましたので、始末書付きでの申請となっております。なお、今回の申請は、今の倉庫が手狭になってきたため、敷地内にもう 1 棟建てる内容となっております。

申請地は、金島小学校から北北西へ約 1,290m のところに位置しています。

農地区分については、農用地ですが、転用目的が、農振法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、東側へ自然流下となります。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、東側については既設のコンクリートブロック擁壁に加え、L 型擁壁を新設し、北側・西側は法面施工をすることで、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、7件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いたします。

審査会

つづきまして、西部審査会より審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、犬塚小学校から西へ約1.1キロm、三瀨小学校から南へ約1.6キロmのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、浸透枿を設置して地下浸透により処理いたします。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。

転用目的は、建売住宅（10戸）を建築するものです。

申請地は、西鉄犬塚駅から東へ約400m、三瀨総合体育館より南へ約400mのところに位置します。

農地区分については、西鉄犬塚駅からおおむね500mの区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する道路側溝を経由して、西側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、北側・西側の道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぎます。

つづきまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは16番です。

転用目的は、グループホームを建築するものです。

申請地は、西鉄犬塚駅から西に約400m、三瀨総合支所から南西へ約1.1キロmのところに位置します。

農地区分については、西鉄犬塚駅からおおむね500mの区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枿を経由して西側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して西側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画

となっています。

つづきまして、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 17 番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、すでに造成がされておりましたので、始末書付きの案件となっています。

申請地は、西鉄犬塚駅から北西へ約 300m、三潴総合支所から南へ約 1km のところに位置します。

農地区分については、西鉄犬塚駅よりおおむね 300m 以内の区域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して南側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 18 番です。

転用目的は、建売住宅（1 戸）を建築するものです。

申請地は、JR 西牟田駅から北西へ約 600m、十連病院から東へ約 700m のところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地がありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、南側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、南側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 14 番について説明いたします。地図ナンバーは 19 番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、西鉄大善寺駅から南へ約 700m、三潴総合支所から北へ約 1.1km のところに位置します。

農地区分については、西鉄大善寺駅からおおむね 860m（宅地化率 46%以上）の区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で西側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及び法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 15 番について説明いたします。地図ナンバーは 20 番です。

転用目的は、特別養護老人ホームを建築するものです。

申請地は、JR 西牟田駅から東へ約 300m、荒木中学校から南へ約 1.7km のところに位

置します。

農地区分については、JR 西牟田駅からおおむね 300m の区域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め柵を経由して北側に新設する道路側溝へ放流されません。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、北側に新設する道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、L 型擁壁により土砂の流出を防ぐ計画となっております。つづきまして、審議番号 16 番について説明いたします。地図ナンバーは 21 番です。転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、JR 西牟田駅から東へ約 300m、荒木中学校から南へ約 1.7km のところに位置します。

農地区分については、JR 西牟田駅からおおむね 300m の区域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下、汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、8 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方はお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。
はい、お願いします。

委員 すみません。10 ページの備考の上から 2 番目の用悪水路とありますが、どういうことか教えてください。

事務局 地図ナンバー16 をご覧ください。
こちらは、一体利用地ということで、用悪水路が申請の中に入っているのですが、申請地の北側に東西に薄く塗られているところがあるかと思えますけれども、こちらに用悪水路がございまして、この部分を含めたところの転用申請となっているところですよ。
すみません。少し補足させていただきます。

こちらに書いております、用悪水路というのが、登記地目いわゆる法務局における登記簿に載っている地目になります。法務局における登記地目というのが、宅地、田、畑、用悪水路、雑種地等の規定がなされております。一般的に使われている水路、これも用悪水路という名前で登記されています。

今回の案件は、北側の水路部分が、以前、水路として敷設されていたため、用悪水路として登記がなされていますが、すでに水路としては用途廃止されているのですが、登記を修正されておられませんので、用悪水路となっております。

議長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 他に質疑ございませんでしょうか。
はい、お願いします。

委員 そういう場合、用悪水路が水路としてなされていない場合にそれは、移転している土地の方に付属するというのでしょうか。これを一体利用地として使うとなったら。

事務局 そうですね。転用地との中に含まれているのであれば、一緒に登記をします。持ち主は転用申請をされていますので。用悪水路ですが、当然、用悪水路の中にも所有者がいらっしゃいます。こちらに関しては、多くの場合久留米市が所有をしているところが多いです。後、土地改良区が所有していたり、当然、個人さんの土地の中に水路が存在する場合もございます。そういった場合には、使われていないから当然に隣の人の土地に帰属するものではなくて、例えば、久留米市が所有しているものであれば、久留米市から隣接の土地所有者等が払い下げを受けられます。市から土地を購入するというかたちになりまして、初めて一緒に自己所有地として使うことが出来る。という流れになっております。後、登記に関しましては、改めて使い始めて何の用途に使われているのかによって雑種地であったり、宅地であったりに変更がなされるという流れになっております。

委員 必ずしも、その隣接している人のものになるということでは無い。と言うことは申請した者勝ちなのか。

事務局 必ずしも、あくまでも一般的な土地と同じような所有権移動をしますので、隣の人だから絶対その人のものになるかと言われると、そうではないということになります。

す。

委員　それで、そうではないという場合があった場合は、それは申請した者勝ちになるのかと。

事務局　今、おっしゃってあるのは公共的に使われている水路を想定して、お話をされているかと思いますが、水路が水路として機能している場合については、当然、もしその部分がある場合については、用途廃止は出来ない状況になっております。仮にその水路は機能していない場合について、市の土地という場合について説明させていただきますと、その水路の隣接者全員ですね、この水路に対して払い下げをして良いか、という確認を取ることで、早い者勝ちと言いうのをなくしております。

議長　よろしいでしょうか。
他に質疑ございませんでしょうか。

「無しの声」

議長　質疑が出尽くしたようでございますので、これにて質疑を終了いたしまして、ただいまから採決に入ります。
なお、採決にあたりましては、「第3号議案 審議番号2番」と「第4号議案」に分けて採決をいたします。
それでは、「第3号議案 審議番号2番」に賛成の方は、挙手を願います。

「全員挙手」

議長　はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第3号議案 審議番号2番」は可決されました。
つづきまして、「第4号議案のうち審議番号9番を除く議案」、について賛成の方は挙手を願います。

「全員挙手」

議長　はい、ありがとうございます。
全員挙手より、「第4号議案のうち審議番号9番を除く議案」は可決されました。
なお、審議番号2番、15番につきましては、許可相当として、県農業会議への意見聴取をいたします。

つづきまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、議案の12ページをお願いいたします。

「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

第1区 1番から3番までの3件です。

1番 申請人 三潞町田川 ****、経営面積 11,604 m²
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番 申請人 三潞町田川 ****、経営面積 2,206 m²
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

3番 申請人 宮ノ陣町大杜 ****、経営面積 81,658 m²
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員 1番の方と2番の方、共に面積要件というのが178アール以上であると思いますが、二人はだいぶ下まわっていますが、何か理由があるのでしょうか。

事務局 事務局より説明いたします。

1番、2番の案件についてですが、こちらについては市の青年等就農計画認定者であります。こちらの制度により、認定新規就農者と認められた方となります。農業委員会が定める基準面積の特例に「権利を取得させるべき者が新規就農者である場合」とあり、今回の申請者はその特例に該当するものと判断しております。また、青年等就農計画認定制度の認定期間は5年間となっております。5年過ぎると資格が終了いたします。5年後、青年等就農計画認定の期間終了後につきましては、あっせんを受けるにあたり、今までどおり下限面積178アールを満たす必要がございます。以上で補足説明させていただきます。

委員 はい、わかりました。

議長 他に、質疑ございませんでしょうか。

「無しの声」

議 長 はい、質疑が出尽くしたようでございますので、ただいまから採決いたします。
「第5号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。
全員挙手より、「第5号議案」は可決されました。
つづきまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題
といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案の13ページをお願いいたします。
「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促
進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたの
で付議いたします。

第1区 1番から5番までの5件です。

1番 所在地 大善寺町黒田 田 4,993 m²、推進機構からの買い入れとなります。

2番 所在地 大善寺町夜明 田 2筆計 6,384 m²、推進機構への売り渡しとなり
ます。

3番 所在地 宮ノ陣町大杜 畑田 4筆計 2,730 m²、推進機構への売り渡しとな
ります。

4番 所在地 宮ノ陣町八丁島 田 4,366 m²、推進機構への売り渡しとなります。

5番 所在地 宮ノ陣町若松 田 2筆計 2,394 m²、推進機構への売り渡しとなり
ます。

14ページをお願いいたします。

第3区 6番から9番までの4件です。

6番 所在地 北野町大城 畑 3筆計 4,045 m²、推進機構からの買い入れとなり
ます。

7番 所在地 北野町高良 田 1筆及び、北野町鳥巢 田 1筆の 2筆計 4,831
m²、推進機構からの買い入れとなります。

8番 所在地 北野町十郎丸 田 3,124 m²、推進機構からの買い入れとなります。

9番 所在地 北野町十郎丸 田 2,345 m²、推進機構からの買い入れとなります。

以上、1 番から 9 番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「無しの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第 6 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。
全員挙手により「第 6 号議案」は可決されました。
よって、久留米市長あて通知をいたします。
つづきまして、「第 7 号議案 農用地の買入協議要請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案の 15 ページをお願いいたします。
「第 7 号議案 農用地の買入協議要請について」、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、市長へ農用地の買入協議を要請いたしたいので付議いたします。

第 1 区 1 番 1 件です。

1 番 対象地 善導寺町与田 田 4 筆計 10,814 m²

あっせん申出者 善導寺町与田 * * * * *

要請理由 あっせん相談により、地元農地利用最適化推進委員によるあっせん協議を行い、認定農業者への集積が図れるように調整を試みたが、売り渡し希望価格において調整が不調に終わった。しかしながら、当該農用地は、久留米市農業基本構想の実現など、将来的見地からみた優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議要請を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

「無しの声」

議長 質疑がないようでございますので、質疑を終了しまして、ただいまから採決をいたします。

「第7号議案」について賛成の方は挙手を願います。

「全員挙手」

議長 はい、ありがとうございます。

全員挙手により「第7号議案」は可決されました。

よって、久留米市長あて要請をいたします。

引きつづきまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知書の撤回願について
事務局の説明は省略をいたします。

報告事項は、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の質疑がありましたら、願います。

「無しの声」

議長 質疑がないようでございますので、報告事項 第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

つぎにお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議無しの声」

議長 はい、ご異議なしと認めます。よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。
久留米市農業委員会議規則第 10 条第 2 項の規定により

10 番 古賀 誠一 委員
22 番 馬渡 恵美子 委員をお願いをいたします。

以上をもちまして、

委員 はい、すみません。お尋ねですが。
21 ページの離作補償の一番上、離作補償あり、と書いてありますが、その補償がど
ういう内容か良かったら教えていただきたいです。

議長 はい、事務局が説明いたしますので、お願いします。

事務局 はい、事務局から、補足説明させていただきます。
今回のこちらの貸し手さんのほうが、贈与等を行いたいがために、他の権利が入っ
ているものに関して、所有者様のご都合で解約を申し出されたものになりますので、
そちらのほうで借り手様と協議をなされて、離作補償ということで、借り手様の権
利を補償される形で支払いをされたものということとなっております。
具体的な金額は、30 万円ということになっております。そちらの分を補償として、
貸し手様のほうから借り手様のほうへお支払いをされたということの案件となっ
ております。
以上で、説明を終わります。

委員 はい、すみません、ありがとうございました。

議長 それでは、ただいま、議事録署名委員を申し上げておりましたが、改めまして議事
録署名委員を指名いたします。

10 番 古賀 誠一 委員
22 番 馬渡 恵美子 委員をお願いをいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。